

## 第5期伊達市障がい福祉計画（案） に対する市民意見公募（パブリックコメント）の結果

「第5期伊達市障がい福祉計画（案）」に対する市民意見公募結果について、ご意見と市の回答を下記のとおり公表いたします。

案 件 名	第5期伊達市障がい福祉計画（案）について		
募 集 期 間	平成30年1月23日（火）から2月21日（水）まで （30日間）		
有効な意見の件数 （意見提出者数）	22 件 （ 5 名 ）		
無記名などにより 無効となった意見件数	0 件 （ 0 名 ）		
有 効 な 意 見 の 取 扱 い	反 映	意見の全て、または一部を 案に反映するもの	件
	既登載	既に案に盛り込んでいるもの	1 件
	その他	その他の意見・今後の参考として 伺ったもの	21 件
有 効 な 意 見 の 提 出 方 法	電子メール		2 名
	郵送		名
	ファクシミリ		2 名
	直接持参 （担当課窓口・意見投函箱）		1 名
お 問 い 合 わ せ 先	伊達市健康福祉部社会福祉課障がい者福祉係 （本庁舎1階8番窓口） 〒052-0024 伊達市鹿島町20番地1 電話番号 : 0142-23-3331（内線319） FAX番号 : 0142-25-4195 Eメール アドレス : shogai@city.date.hokkaido.jp		

## 市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
1	1	第4章 自立支援給付サービスの整備 ・日中通える場（生活介護）の拡充 ・暮らす場（GH）の拡充 ・短期入所の拡充 第5章 障がいのある子どもに対するサービスの整備 ・児童発達支援センター（受け入れ人数・療育の質と量）の拡充 ・放課後デイサービスの拡充 第6章 地域生活支援事業 ・移動支援（通勤・通学）の拡充	<p><b>【 既登載 】</b></p> 次期計画における目標値につきましては、第4期計画と比較し、ご提案いただいた項目の全てで目標値を高く設定しておりますが、今後については、利用の現状や将来見込みなどを勘案し、必要に応じて障害福祉サービスの提供事業者とも協議してまいります。

◎ 凡 例

- 【 反 映 】** : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既登載 】** : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 その他 】** : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

## 市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
1	2	<p>（事業者・支援者の）人材育成のために、職業体験・セミナーの開設・資格取得の為の補助</p>	<p><b>【 その他 】</b></p> <p>人材育成につきましては、各事業所において中学生等の職業体験の受入れや資格取得の支援を行っているところです。市としましても担い手不足が叫ばれる昨今、これらの人材育成や確保にかかる事業の重要性については認識しており、伊達市基幹相談支援センターあいなどが主催して相談支援専門員・サービス管理責任者スキルアップ研修会など各種研修会を開催しているほか、今年度は市や各事業所等で構成される伊達市地域自立支援協議会主催のもと、障がい福祉事業所の合同就職説明会を開催したところであります。今後も伊達市地域自立支援協議会を中心に、人材育成や人材確保に向けた取り組みを協議してまいります。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

## 市民意見の公募結果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
2	1	市役所スロープ設置の所に屋根をつけて欲しい。	<b>【 その他 】</b> 屋根の設置も含めスロープに関する改修について、現在は構造的な問題及び地下駐車場への影響から対応が難しい部分ではありますが、今後庁舎の大規模改修に併せ改善を検討してまいります。

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

## 市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
2	2	<p>市役所通り、国道、駅までの主要道の整備。段差、勾配やコンクリート等の劣化により車椅子・杖歩行でも転倒リスクが高い。</p>	<p><b>【 その他 】</b>                      主要道の整備につきましては、現在、「伊達市バリアフリー基本構想」の策定に向けた協議会において活発な議論がなされております。協議会では、アンケート実施のほか、平成29年9月には視覚や聴覚、身体に障がいのある方やベビーカーを利用する方のご協力により、重点整備地区を実際に歩いていただき、現状と課題についてご意見をいただいたところです。これらのご意見を「伊達市バリアフリー構想」に反映させられるよう、協議会において検討いたします。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

## 市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
3	1	<p>障がい者は、まだまだいろいろな場面で困ることが多く、理解されず孤立したり弱い立場におかれています。</p> <p>行政など公共の窓口で、職員の障害に応じた丁寧な説明不足や態度に嫌な思いを感じ、あきらめ、情報を知らないまま過ごしている障がい者もいます。</p> <p>障がい当事者・家族の声や関係団体の声を受け止め、計画が良い形で検討されていくことを望みます。</p>	<p><b>【 その他 】</b></p> <p>伊達市では、様々な障がいのある方々が生活されており、特に知的障がいのある方がグループホームなど地域において多く生活されていることから、他の地域に比べて住民の障がいへの理解が進んでいると言われております。</p> <p>しかしながら、ご指摘のとおり、障がいのある方々は様々な場面で不便や不満を感じておられることも事実であると認識しております。</p> <p>市では、職員に手話講習などを行っており、今後も障がいのある方への理解を深める取組を行ってまいります。また、伊達市地域自立支援協議会をはじめ、各種計画策定、各団体懇談会などにおいても、引き続き、障がい当事者や家族、関係団体のご意見を伺い、福祉行政に反映させてまいります。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】** : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】** : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】** : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

## 市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
3	2	<p>第6章1-①理解促進研修・啓発事業 具体的にどのようなことをするのでしょうか。</p>	<p><b>【 その他 】</b>                      広報だてやパンフレット、ラジオ放送などによる                      広報・周知活動のほか、障がいの有無にかかわら                      ず小中学生がレクや昼食を通じてふれあうフレ                      ンドリーサマーレクの開催、小中学校における手話                      講座の開講、伊達市障がい者スポーツ交流会への                      補助などを予定しております。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】** : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】** : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】** : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

## 市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
3	3	<p>第6章1-①理解促進研修・啓発事業</p> <p>障がい者週間記念事業（社協主催）の行事参加者が少ない。 市の障がい者週間の考えを聞きたい。 皆が集える取組みを要望したい。</p>	<p><b>【 その他 】</b></p> <p>障がい者週間にちなみ、社会福祉協議会において、毎年講演会やフラダンスなどのイベントを開催しており、参加者からは好評を得ておりますが、より一層の周知協力をしていきたいと考えております。</p> <p>また、障がい者週間だけが、障がい者への理解促進をする期間ではないと考えております。社会福祉協議会において開催するふれあい広場や実行委員会を立ち上げて開催する伊達市障がい者スポーツ交流会など、人が集まりやすい時期や屋外での開催にふさわしい時期を選んで開催することで、より多くの参加が見込まれ、一層障がい者への理解が深まるものと考えております。</p> <p>なお、今回の障がい福祉計画は、障がい児支援を含めた障害福祉サービスや地域生活支援事業の実施に関する事項における必要見込量を数値目標として設定し計画的に提供するためのものであることから、取組内容につきましては、来年度の第3期伊達市障がい者計画策定時における検討事項といたします。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】** : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】** : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】** : その他の意見・今後の参考として伺ったもの



## 市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
3	4	<p>⑤意思疎通支援事業</p> <p>手話通訳協力員5名（4名が60～70代）の高齢化により世代交代が課題。 協力員の人材育成・養成確保のために、必須事業の手話奉仕員養成研修事業の実施を検討していただきたい。</p>	<p><b>【 その他 】</b></p> <p>協力員の人材育成・確保の実施につきましては、来年度策定する「第3期伊達市障がい者計画」で位置付けることといたしますが、手話奉仕員養成研修事業におきましては、「伊達市やさしい心がかよいあう手話言語条例に規定する施策を推進するための方針」に基づき、実施を予定しております。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

## 市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
4	1	<p>第1章 1 計画策定の背景と趣旨</p> <p>障害者権利条約批准・障害者差別解消法ほかの背景も含め、障害者施策の検討がされると思いますが、近年の法令が明記されない理由は？今回は障がい福祉サービス数値・整備目標が趣旨で関連ないのですか。</p>	<p><b>【 その他 】</b></p> <p>近年の法律を含めた制度の改正などは、本体の第1章計画の概要1 計画策定の背景と趣旨において記載しているところであります。</p> <p>しかしながら、今計画は、障がい児支援を含めた障害福祉サービスなどの必要見込量を数値目標として設定し、計画的に提供するためのものであることから、関係条約や関連する法律についての詳しい記述につきましては、省略させていただきました。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

## 市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
4	2	<p>第2章 1 基本目標</p> <p>2つの目標はわかりやすい文言で良いですが、地域で支え合うといいながら権利擁護・虐待防止・差別解消・合理的配慮など基本的な考え方や言葉もわからない人が多いです。市民への情報提供・啓発活動をしてほしいです。</p>	<p><b>【 その他 】</b></p> <p>今計画は、障がい児支援を含めた障害福祉サービスや地域生活支援事業の実施に関する事項における必要見込量を数値目標として設定し、計画的に提供するためのものであることから、ご指摘いただいた事項につきましては、来年度の「第3期伊達市障がい者計画」において検討させていただきます。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

## 市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
4	3	<p>第6章 1 ①理解促進研修・啓発事業</p> <p>障がい理解以前に、障がいのある人を知る・ふれあう機会が少ないので、学校教育や交流イベントなど住民理解が進む働きかけや工夫をお願いします。</p>	<p><b>【 その他 】</b> 4-2の回答のとおり。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】** : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】** : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】** : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

## 市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
4	4	<p>第6章 1 ②自発的活動支援事業</p> <p>障がい児・者や家族が孤立することがないように、障害者団体と市民が温かい関係が継続できる取り組みを考えてほしいです。</p>	<p><b>【 その他 】</b> 4-2の回答のとおり。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】** : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】** : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】** : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

## 市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
4	5	<p>第6章 1 ⑤意思疎通支援事業</p> <p>手話通訳協力員の高齢・世代交代により、協力員確保のため、手話奉仕員養成研修事業の実施（必須事業）を切望します。</p>	<p><b>【 その他 】</b> 4-2の回答のとおり。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

## 市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
4	6	<p>第6章 2 地域生活支援事業の方策</p> <p>コミュニケーション情報保障に必要な要約筆記養成講習会や奉仕員養成事業を検討してほしいです。</p>	<p><b>【 その他 】</b></p> <p>4-2の回答のとおり。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

## 市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
4	7	<p>第7章 1 基本的事項</p> <p>社会福祉協議会と市の連携・協力はどんな状況ですか？</p> <p>ボランティア団体として、社会福祉協議会に丸投げかなと感じています。</p>	<p><b>【 その他 】</b></p> <p>4-2の回答のとおり。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの



## 市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
4	8	<p>第7章 1 基本的事項</p> <p>市職員の福祉に対する積極的な姿勢と障がい者に丁寧な対応を期待します。</p>	<p><b>【 その他 】</b></p> <p>4-2の回答のとおり。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

## 市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
5	1	<p>第4章 自立支援給付サービスの整備</p> <p>【実績及び必要見込量】をみると、(2)日中活動系サービス③自立訓練（機能訓練）は実績なく、見込量も0件となっています。これは需要や必要性がないからと考えていますか。供給者がいないからと考えているのでしょうか。前者だとすればその理由を、後者だとすれば現在の伊達市内の供給事情と市の考え、今後の方針、対応策を教えてください。</p> <p>医療で対応されているケースもあると思いますが、生活上の問題から困窮し受診をしたとしても必要に応じた機能訓練が必ずしも提供されるとは限らない現状であり、地域支援サービスとして何らかの対策が必要ではと感じています。</p>	<p><b>【 その他 】</b></p> <p>自立訓練（機能訓練）については、平成18年の制度開始時より、市内に事業者がおらず、現在のところ新規開設の相談等も無い状況にあります。今後の方針・対応策としては、限られた地域資源を有効活用する観点から、本人のニーズにあったサービス等を活用いただき、なお不足するサービスについては、個別具体的な相談内容に応じてまいります。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

## 市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
5	2	<p>第5章 障がいのある子どもに対するサービスの整備</p> <p>【実績及び必要見込量】をみると、2②医療型児童発達支援 ⑤居宅訪問型児童発達支援 は実績なく、見込量も0件となっています。これは需要や必要性がないからと考えていますか。供給者がいないからと考えているのでしょうか。前者だとすればその理由を、後者だとすれば現在の伊達市内の供給事情と市の考え、今後の方針、対応策を教えてください。</p> <p>医療で対応されているケースもあると思いますが、生活上の問題から困窮し受診をしたとしても必要に応じた機能訓練が必ずしも提供されるとは限らない現状であり、また、子どもの場合は、専門医を求めて他市医療機関を受診しなければ訓練を受けられないケースもあります。地域支援サービスとして何らかの対策が必要ではと感じています。</p> <p>*③放課後デイサービスの中で行われたケースもあったかと思いますが（区別がわからず...）</p>	<p><b>【 その他 】</b></p> <p>医療型児童発達支援については、平成24年の制度開始時より、市内に事業者がおらず、現在のところ新規開設の相談等も無い状況にあります。</p> <p>また、居宅訪問型児童発達支援は平成30年度から新設されるサービスですが、こちらについても現在のところ新規開設の相談等が無い状況です。</p> <p>今後の方針・対応策としては、限られた地域資源を有効活用する観点から、本人のニーズにあったサービス等を活用いただき、なお不足するサービスについては、個別具体的な相談内容に応じてまいります。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

## 市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
5	3	<p>第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項</p> <p>1 地域生活支援事業 ⑥日常生活用具給付等事業について、各項目どのようなものが給付されたでしょうか。給付に至らないまでも相談を受けた用具にはどういったものがありましたでしょうか。その場合、どのような対応をされましたか。</p> <p>「対象となる用具（種目）」及び「給付限度額」は市のHPなどで確認できますが、それらは厚生労働省の基準にそって設定されていると思われます。しかしながら、その設定では必要にも関わらず入手することが難しい用具もあり、地域実態にあった見直しを柔軟に検討していただきたいと思っています。</p> <p>たとえば、重度障がい者が家族の支援にて自宅で生活する上で、ベッド→車いす、車いす→トイレ便座、車いす→自動車座席など乗り移る際、また入浴時などには「移動用リフト」が有効です。しかし現状は抱きかかえて持ち上げる介助で行われており、介助者にも要介助者にも大きな負担となっています。厚生労働省のガイドラインにも介助者の体重の40%（男性）～24%（女性）以上の重量を持ち上げて介助してはならないということが明記され、持ち上げない技術を習得して行うか、福祉用具を使用して持ち上げないようにすることと示されており、その場合の有効な用具として「移動用リフト」があがっていますが、介護保険では貸与しやすい状況でも、障がい者の日常生活用具給付事業では、50万円以上するリフトに対して給付額は159,000円となっており、あまりにも利用者負担が多く手の届かないものとなって見送られているのが実情です。同じく寝て過ごす時間が長い障がい者に対して必要不可欠な「特殊マット」も給付限度額は19600円ですが、実際には必要な機能を備えたマットレスは5万円以上します。全額支給をするというのは難しいにしても、あまりにも実態とかけ離れた設定であること、それゆえに申請数が少ないということ（必要性がないわけではない）必要な用具が入手できない分、介助者負担が増え介助者が疲弊し健康を害しているということ、結果として地域生活の移行が進まなかったり、諦めて施設生活に移行してしまうケースもあるということなどを考慮し、利用者負担や提供方法の見直しを検討していただきたいと思っています。札幌や東京、山梨のように独自判断で実態にあった支援をしている市町村もあり、伊達市にも期待するところです。</p> <p>提供方法については、たとえば貸与方式やリース方法なども検討していただけないかと思うところです（実情として社協からリース品を入手するケースもあるかと思いますが）民間との協業も有効かと思えます。</p> <p>実際に相談を受けた場合には、課担当者が親身になって運用方法などを熟考し柔軟に対応されていることも存じ上げております。その対応をしてきた中で、実際にはどのような用具が必要とされていたのか、そのうち諦めざるを得なかったもの（運用で工夫したもの）なども示していただくと、数だけではわからない実績と必要性がみえてくるのではないかと、見込み数の判断材料になるのではと思います。</p>	<p><b>【 その他 】</b></p> <p>日常生活用具給付等事業は、あらかじめ市が定める品目の要件に合った用具を、対象の障がいのある方に給付する事業で、平成28年度の給付実績では、ストマ用具、紙おむつ、入浴補助用具を中心に、計843件・9,746,029円を支給しております。品目ごとの性能要件を満たさない場合は給付の対象となりませんが、過去にご相談いただいた用具の中には、利用者の利便性を考慮し、申請のあった品目とは別の用具をご紹介、給付するなどしたケースがございます。</p> <p>今後も、個別の相談については、必要に応じて利用者との協議などを行い、対応していきたいと考えております。</p> <p>例示としてご紹介いただきました移乗介助の実情と、ご指摘いただきました商品定価と給付額の不整合については、利便性やコスト面などについて他市区町村の実態調査・分析を行います。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

## 市民意見の公募結果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
5	4	<p>第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項</p> <p>1 地域生活支援事業 ⑤意思伝達支援事業について、手話条例ができ、子ども達への「障がい」理解への学習でもまず手話がとりあげられています。手話通訳者を設置し派遣してきた現在までの事業から発展させて、「手話サポーター」などのような認定制度を設けて、手話のできる市民を増やす試みをはじめるといっても「意思伝達支援事業」として有効ではないでしょうか。とくに今、学校の授業で手話を知り、ハンドブックをつくるなどして興味をもっている子ども達が、そのような制度によって育っていってくると未来は心強いです。手話通訳者の業務は激務であり、サポーターが側でみていることが励みや将来への期待につながればとも思っています（小さな手が簡単な手伝いまでできればもっと最高です）</p> <p>*同様のことは肢体不自由や他の障がい者への支援の輪の広がりとしても期待しています。市民全体が支援者になっていく地域が強いと思います。育成事業として、介護教室や福祉機器体験展示会などももっと積極的に活用して欲しいと思っています。</p>	<p><b>【 その他 】</b></p> <p>手話ができる方を増やす試みとしましては、平成29年12月に手話言語条例に規定する施策を推進するための方針を策定し、手話出前講座や手話奉仕員養成研修事業の実施などにより手話の理解及び普及に関する事業や各研修事業等の具体的な施策を推進することとしております。</p> <p>今後はこの方針により一人でも多くの方に手話に対する関心を持ってもらえるような取組を進め、意思伝達支援事業の推進につなげていきたいと考えております。</p>

## ◎ 凡 例

- 【 反 映 】** : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】** : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】** : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

## 市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
5	5	<p>第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項</p> <p>1 地域生活支援事業 ①理解促進研修・啓発事業 ②自発的活動支援事業について、実績、見込とも「有」とありますが、どのようなことがどのくらい行われたのでしょうか。どこかに公開されていましたか？また、第5期に向けてどのような計画があるのでしょうか。予定されているもの、または方針だけでも教えていただきたいです。</p>	<p><b>【 その他 】</b></p> <p>①理解促進研修・啓発事業につきましては、広報だてやパンフレット、ラジオ放送などによる広報・周知活動のほか、障がいの有無にかかわらず小中学生がレクや昼食を通じてふれあうフレンドリーサマーレクの開催、小中学校における手話講座の開講、伊達市障がい者スポーツ交流会への補助などを実施し、また、予定しております。開催回数につきましては、広報だてへ掲載した記事は21本、ラジオ放送1回、フレンドリーサマーレク1回、市内小中学校における手話講座は予定を含めて11講座、伊達市障がい者スポーツ交流会1回となっております、周知方法については、広報だてや市ホームページ、市内各所へのポスター掲示、対象小中学生へのチラシ配付などにより行いました。実施後については広報紙や市ホームページなどでお知らせいたしました。</p> <p>第5期に向けましては、効果的に障がいへの理解を広め、また、深めるために内容を適宜見直ししながら、引き続きイベントや周知活動に取り組んでまいります。</p> <p>②自発的活動支援事業につきましては、障がいのある方々が自発的に活動している団体を支援しており、第5期においても引き続き支援いたします。なお、こちらにつきましては、参加者が自ら障がいを公表することに消極的な方が多いことから、実施内容については公開しておりませんが、必要に応じて、市役所窓口のほか、相談事業所などから活動についてご案内をしているところであります。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】** : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】** : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】** : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

## 市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
5	6	<p>第7章 計画の推進 2 障がい福祉サービス等の 情報提供</p> <p>必要とする障がい福祉サービス等（*この場合の 文字はひらがなでなくて良かったですか?）を適 切に利用できるよう、さまざまな有益な情報提供 がすみやかに提供されることを望みます。 情報提供の方法、わかりやすく容易に入手できる 場所などはどのように考えていますか。 インターネットは便利ですがまだまだ使えない方 もいますので、アナログでの情報提供方法と場所 の確保も重要だと思います。その場合、情報更新 の必要性も感じます。新しく有益な情報を届ける 方法としてどのようなことを考えているか教えて ください。 また、一つの手段として、市高齢福祉課が伊達市 社協と共催で行っている家族介護事業をもう少し 有効活用できないでしょうか。</p>	<p><b>【 その他 】</b></p> <p>障がい福祉サービスや各種制度におきましては、 その方の障がいの程度等により利用できるサービ スも異なり個別の対応が求められますので、市や 障がい者総合相談支援センターあい等の機関にま ずはご相談いただくことが、サービス等の適切な 利用につながるものと考えております。そのこと から情報提供におきましては、気軽に相談できる よう周知することに重点を置き、広報紙による制 度紹介や手帳交付時等における個別の案内等 を行っているところです。 家族介護事業におきましては、対象が高齢者の家 族となり、手帳をお持ちでないなど障がい福祉 サービス等についての情報が必要な方だけでは必 ずしも限らないことと思います。 市では市民の皆さんが行う学習会などに市の職員 が何う宅配講座を実施しており、その中には各種 障がい者施策や障がい福祉サービスについての講 座も用意しております。 個別に気軽に相談できる体制づくりや障がい福祉 をテーマとした宅配講座により、情報発信に努め ていきたいと考えております。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】** : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】** : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】** : その他の意見・今後の参考として伺ったもの